



8月1日から

新たに「中学生」も対象となります

8月1日より中学生のお子さんも、福祉医療制度の対象となります。対象となる中学生のお子さんがある世帯に、世帯現況届を送付し提出をお願いしています。世帯現況届の提出がなければ受給者証の交付ができません（福祉医療制度の対象となりません）ので、まだ提出していない方は至急提出くださるようお願いいたします。

介護保険事務所からのお知らせ

平成28年度介護保険料の納付について

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は所得や住民税課税状況によって決定し（表参照）、納め方は納付書や口座振替で納める普通徴収と年金からの差し引きで納める特別徴収に分かれます。介護保険料額のお知らせは7月中旬に発送します。

○普通徴収

7月中旬送付の納付書により納めます。納め忘れを防ぐため、口座振替の利用をおすすめします（口座振替の申し込み用紙は金融機関窓口にて用意しています）。

普通徴収の対象となる方は、年金の年額が18万円未満または受給していない方、4月1日の時点で年金を受けていない方、平成28年度中に65歳になる方などです。

○特別徴収

年金支給月（偶数月）に年金からの差し引きによる納付となります。

介護保険に関する問合せ

介護保険事務所 指導監査班 ☎ 0187-86-3911
仙北市長寿支援課 ☎ 43-2281
仙北市包括支援センター ☎ 43-2283

平成28年度介護保険料

段階	区分（平成28年度の住民税課税状況等）	保険料（年額）
第1段階	生活保護を受給している方 本人の前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が80万円以下の方	32,940円 基準額×0.45
第2段階	世帯全員が 住民税非課税 本人の前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が120万円以下の方	45,750円 基準額×0.625
第3段階	本人の前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が120万円を超える方	54,900円 基準額×0.75
第4段階	住民税課税世帯 本人の前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が80万円以下の方	64,050円 基準額×0.875
第5段階	（本人非課税） 本人の前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が80万円を超える方	73,200円 基準額
第6段階	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	91,500円 基準額×1.25
第7段階	住民税課税世帯 本人の前年の合計所得金額が120万円以上、190万円未満の方	95,160円 基準額×1.3
第8段階	（本人課税） 本人の前年の合計所得金額が190万円以上、290万円未満の方	109,800円 基準額×1.5
第9段階	本人の前年の合計所得金額が290万円以上の方	128,100円 基準額×1.75

福祉医療費受給者証の更新と交付のお知らせ

問 仙北市民生活課 国保年金係 ☎ 43-3316

現在お使いの福祉医療費受給者証は、8月1日から更新されます（一部受給者を除く）。8月1日から新たに対象となる中学生のお子さんの受給者証も交付します。

受給者証をお持ちの方で更新が必要な方と、新たに対象となる中学生の世帯現況届を提出いただいた保護者の方には、7月上旬に申請書を同封した通知をお送りしますので、ご都合のつく会場で手続きを行ってください。

○更新日程

日にち	場所	時間
7月12日(火)	総合情報センター	9:00～16:30
	角館庁舎市民生活課	17:30～19:00
7月13日(水)	桧木内出張所	9:00～17:00
7月14日(木)	田沢湖総合開発センター （田沢湖庁舎隣）	9:00～19:00
7月15日(金)	神代出張所	9:00～19:00
7月16日(土)	西木総合開発センター （西木庁舎隣）	9:00～16:00

都合により左記の日程で更新・交付手続きができない方は、

7月25日(月)～8月12日(金)の期間内に市民生活課国保年金係で手続きを行ってください。

7月19日(火)～22日(金)の間は受給者証を交付することができません。

通知に記載されている必要書類（健康保険証等）は必ずお持ちください。書類が揃っていないとその場での交付ができません。

○福祉医療制度とは

福祉医療費助成制度は、乳幼児、小・中学生、ひとり親家庭の児童等、高齢身体障がい者や重度心身障がい（児）者の心身の健康保持と生活の安定をはかるため、医療費の保険適用分の自己負担相当額を助成する制度です。

福祉医療制度の対象となるが申請をしたことがない、受給者証の有効期限が平成28年7月31日までとなっているのに7月中に更新の通知が届かない、などの方は、8月1日以降に市民生活課国保年金係へお問い合わせください。

対象者	対象内容	所得制限【所得制限対象者】
乳幼児と小・中学生	生まれた日から中学校修了年度の3月31日まで	なし（区分わけのため所得確認は必要）【父、母】
ひとり親家庭の児童	①母子家庭、父子家庭の児童 ②父母のいない児童 ③父または母が1～2級程度の身体障害者手帳等を持つ家庭の児童 ※18歳の誕生日を迎えた日以降の最初の3月31日まで ※被用者保険本人の方は該当しません。	あり【父、母、扶養義務者】
重度心身障がい（児）者	身体障害者手帳1～3級または療育手帳Aを持っている方	被用者保険本人のみあり【本人、配偶者、扶養義務者】
高齢身体障がい者	65歳以上の身体障害者手帳4～6級を持っている方 ※被用者保険本人の方は該当しません。	あり【本人、配偶者、扶養義務者】

※乳幼児および小・中学生の自己負担については次のとおりです。

- ① 受給者は、医療機関で自己負担分の半額を負担。ただし、上限は1,000円（1医療機関、1か月ごと、入院・外来別、健康保険証別）
- ② 0歳児、市民税所得割非課税世帯は医療機関での自己負担はなし。